

幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施要領

制定 平成 30 年 5 月 8 日
改正 令和 5 年 5 月 31 日
令和 6 年 5 月 7 日
令和 7 年 4 月 18 日
令和 8 年 4 月 30 日

第 1 趣旨

女性農林漁業者の視点を生かしたグループ活動を支援することにより、女性の経営参画の推進とともに、グループ活動から地域活動等への発展など活躍の場の拡大を図るため、幸せ創る女性農林漁業者育成事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

第 2 事業の内容等

事業実施主体が行う次に掲げる調査研究及び研修等とする。

なお、補助対象経費及び採択基準については、別表第 1 に定める。

- 1 経営力の向上及び生産物の高付加価値化に向けた調査研究等
- 2 グループ活動の活性化に向けた組織力・経営力向上のための自主企画研修等

第 3 事業実施主体

事業実施主体は、県内に在住する女性農林漁業者等で構成する、次に該当する団体とする。

- 1 女性農業者で構成する団体（農業者が 5 名以上（うち女性 1 名以上）を含む組織であって、代表者、組織及び運営について規約を定め、会計処理を適正に行い得る体制を有し、「女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱」（平成 30 年 3 月 30 日付け経営第 3550 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）第 4 の 2（2）を満たすものをいう。
- 2 その他、知事が適当と認める団体

第 4 計画書の採択の手続

- 1 事業を実施しようとする事業実施主体は、参考様式 1 を作成し、知事へ提出するものとする。
- 2 知事は、この要領及び別に定めるところにより、審査を行い、女性グループ活動計画を採択するものとする。
- 3 知事は、2 により女性グループ活動計画を採択したときは、別に定めるところにより、当該女性グループ活動計画書を提出したすべての事業実施主体にその旨通知するものとする。

第 5 事業の実施等

- 1 事業実施計画の作成及び提出

（1）事業実施主体は、事業の実施にあたり、第 4 の 2 により採択を受けた女性グループ活動計画をもとに、別表第 2 に掲げる書類を作成し、広域振興局長に提出するものとする。

(2) 広域振興局長は、(1)の規定により提出された書類の内容を審査し、適当と認める場合は、様式第3号により、事業実施主体に事業実施計画の承認を行うものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は1に準じるものとする。

(1) 総事業費の20パーセントを超える増減

(2) 事業の中止または廃止

(3) 事業実施主体の変更

(4) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更（事業計画書に記載された事業の内容または事業費の内訳を変更しようとするとき、事業の内容の相互間で20パーセントを超える額の流用等）

3 事業の着手

事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後、別に定める県の補助金の交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画の承認後、別表第2に掲げる書類を広域振興局長に提出するものとする。

4 事業実施期間

事業の交付の決定を通知した日から当該年度の1月末日までとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、当該年度の12月末時点における事業遂行状況（見込含む）について、当該年度の12月20日までに別表第2に掲げる書類を広域振興局長に提出するものとする。

第7 事業実績の報告

1 事業実施主体は、事業が完了したときは、別表第2に掲げる書類を作成し、速やかに広域振興局長に事業完了の届出をするものとする。

2 広域振興局長は、前号の届出があったときは、事業実施主体の担当者等の立会いのもと、事業完了確認を行うものとし、確認の結果、不適正な事項があると認めるときは、是正を指示し、事業の適正実施を期するものとする。

第8 事業成果の公表

事業実施主体は、県で開催する研修会等で取組を紹介するものとする。

第9 事業の評価

事業実施主体は、事業実施計画に定めた成果目標について自ら評価を行い、その結果について、当該年度の3月末までに別表第2に掲げる書類を広域振興局長に報告するものとする。

第10 助成

県は、予算の範囲内において、第2に定める事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第 11 環境負荷低減に向けた取組の実施について

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は、別添のとおりとする。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和 8 年 4 月 30 日から施行する。

別表第 1

補助対象経費	事業実施に直接要する次の経費を補助する。但し、第 2 の 2 においては、研修等の開催に係る費用や受講費用等に限る。 1 謝金 2 旅費 3 需用費（消耗品費、資料印刷費、燃料費等をいう。） 4 通信運搬費 5 委託料 6 使用料 7 その他知事が必要と認めるもの
採 択 基 準	採択にあたっては、次に掲げる基準をすべて満たすものとする。 1 事業完了後も継続的なグループ活動の取組が行われる見込みがあること。 2 事業の実施に当たっては、主体的な活動が見込まれること。 3 経費の積算が適切であること。

別表第 2

条 項	提出書類	様 式	提出部数
第 5 の 1 の 規 定による書類	幸せ創る女性農林漁業者育成事業（変更）承認申請書 幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施（変更）計画書 幸せ創る女性農林漁業者育成事業 女性グループ活動計画書 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 参考様式 1	各 1 部
第 5 の 3 の 規 定による書類	幸せ創る女性農林漁業者育成事業交付決定前 着手届 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 4 号	
第 6 の 規 定 に よる書類	幸せ創る女性農林漁業者育成事業補助金遂行 状況報告書 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 5 号	
第 7 の 1 の 規 定による書類	幸せ創る女性農林漁業者育成事業実績報告書 幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施実績書 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 6 号 第 2 号	
第 9 の 規 定 に よる書類	幸せ創る女性農林漁業者育成事業実績評価書 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 7 号	

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者

年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業の実施計画（変更）承認申請について
幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施要領第5の1の（1）の規定に基づき、関係
書類を添えて承認（変更）申請します。

（注）1 関係書類として次の書類を添付すること。

ア 事業実施計画書（様式第2号）

イ 女性グループ活動計画書（参考様式1）

ウ 事業実施主体の規約、構成員名簿

2 変更の場合には、変更の理由を任意様式で作成し、添付すること。

また、事業実施計画書（様式第2号）は変更前と変更後を容易に比較対照
できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載す
ること。

事業実施主体名

1 事業の目的

2 事業目標（実績）

3 事業の内容

(1) 事業の内容及び負担区分

事業区分	事業の内容	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			県補助金	その他	
					「除税額〇〇円のうち県費〇〇円」 又は 「該当なし」 又は 「含税額」
計					

注1 上記の表には事業の内容ごとに取りまとめた数値を記載すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額（事業対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）について、これを減額した場合には「除税額〇〇円のうち県費〇〇円」を、消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(4) 事業実施実績（実績報告時に記載）

実施内容（具体的な内容・方法）	時 期	場 所	備 考

4 事業着手及び事業完了の（予定）年月日

着手（予定）：令和 年 月 日

完了（予定）：令和 年 月 日

※ 計画申請及び実績報告時には、「みどりチェック」チェックシート（別添様式）を添付のこと。

※ 実績報告時には、領収書写し、参考資料（記録写真等）を添付のこと。

様式第3号（第5の1関係）

第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

〇〇広域振興局長

年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業の実施計画（変更）承認について
年 月 日付け 第 号で申請のあった事業実施（変更）計画については、幸せ
創る女性農林漁業者育成事業実施要領第5の1の（2）の規定に基づき承認する。

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者

年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で承認があった幸せ創る女性農林漁業者育成事業について、
下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業区分	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		うち補助金			

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者

年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施要綱第 6 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業区分	補助対象経費	事業の遂行状況				備考
		〇年 12 月 31 日までに完了したもの（見込含む）		〇年 1 月 1 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業区分」の欄には、様式第 2 号の 3 (1) の「事業区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

様式第 6 号（第 7 の 1 項関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者

年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業の実績報告について

幸せ創る女性農林漁業者育成事業が完了したので、幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施要領第 7 の 1 に基づき、関係書類を添えて報告します。

（注）関係書類として次の書類を添付すること。

- ア 事業実施実績書（様式第 2 号）
- イ 領収書、参考資料（記録写真等）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者

年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業の評価について

幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施要領第 9 に基づき、関係書類を添えて達成状況を報告します。

1 事業の達成状況

計 画	
実 績	

2 事業の効果分析及び改善措置等

--

参考様式1（第4の1、第5の1関係）

年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業 女性グループ活動計画書

1 活動計画

事業実施主体			
担当者職・氏名		会 員 数	
事業目的			
事業目標			
取組の概要			
関係機関・団体の役割分担			

注1 関係機関・団体の役割分担は、必要に応じてフロー図等を記載すること。

2 事業の内容

(1) 事業の内容及び負担区分

事業区分	事業の内容	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			県補助金	その他	
					「除税額 〇〇円 うち県費 〇〇円」 又は 「該当なし」 又は 「含税額」
計					

注1 上記の表には事業の内容ごとに取りまとめた数値を記載すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額（事業対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 事業費の積算内訳

事業区分	事業の内容	金額(円)	積算内訳
計			

注 金額の欄は、事業費ベースで記入すること

(3) 事業実施計画

実施内容	事業実施時期							備考
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	

注1 該当する時期に○を記載すること。

2 一定期間を対象とする場合には○-○と記載すること。

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく、基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（別添様式）に記載の各取組を実施することとする。

第2 事業申請時のチェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシート（別添様式）の項目について、事業の実施に当たって取り組むものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、同チェックシートを広域振興局長に提出すること。また、実績報告の際は、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、同チェックシートを広域振興局長に提出すること。

(別添様式)

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除		
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止		
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →